

最高裁秘書第5857号

令和元年12月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

11月27日付け（同月29日受付，第014510号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
最高裁判所事件月表（令和元年6月分）（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和元年6月分

訟延事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		221	195	222	638		288	345	281	914		663	588	608	1859	3648	3497
民事総数		189	169	190	548		220	275	232	727		586	495	517	1598	3088	2895
特別上告(テ) うち少額異議		3 (1)	4 (1)	4 (1)	11 (3)		2	3		5		4 (1)	4 (1)	6 (1)	14 (3)	38 (5)	27 (2)
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		55 (49)	51 (46)	55 (49)	161 (144)		56 (52)	65 (60)	52 (44)	173 (156)		194 (184)	159 (149)	165 (153)	518 (486)	952 (861)	868 (772)
上告受理 (受) (並行) (受理決定)		71 (49)	64 (46)	72 (49)	207 (144)		70 (52)	79 (60)	63 (44)	212 (156)		259 (194)	212 (151)	223 (154)	694 (499)	1180 (861)	1051 (764)
再審(訴訟)(ヤ)								1	1	2		1		1	2	2	4
特別抗告(ク) (並行)		35	32	36 (2)	103 (2)		33	30	28	91		55 (2)	47 (1)	52 (3)	154 (6)	627 (9)	583 (7)
許可抗告(許)			1	3	4			1		1		2	2	4	8	13	12
再審(抗告)(ヤ)		8	3	2	13		37	65	64	166		47	40	36	123	144	205
民事雑(マ)		17	14	18	49		22	31	24	77		24	31	30	85	132	145
行政総数		32	26	32	90		68	70	49	187		77	93	91	261	560	602
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)		13 (11)	10 (9)	13 (12)	36 (32)		11 (11)	23 (18)	7 (6)	41 (35)		23 (21)	19 (16)	29 (25)	71 (62)	183 (158)	188 (168)
上告受理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		16 (11)	15 (9)	17 (12)	48 (32)		11 (11)	25 (18)	8 (6)	44 (35)		37 (21)	27 (16)	43 (26)	107 (63)	213 (158)	222 (167)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト) (並行)			1	2	3		5 (1)	3	3	11 (1)			2	3	5	59 (1)	77 (2)
許可抗告(行フ)							1			1						1	2
再審(抗告)(行ナ)		3			3		24	14	21	59		17	23	10	50	54	63
行政雑(行ニ)							16	5	10	31			22	6	28	50	50

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和元. 7. 17 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[] 数値は、回付があった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和元年6月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計					
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済				
総 数			123	119	115	357		129	169	118	416		(58)	188	(45)	141	(48)	164	(151)	493	1926	2008
訴訟事件	総 数		62	57	63	182		52	86	72	210		(58)	167	(45)	120	(48)	133	(151)	420	973	1039
	第一審判決に対するもの うち裁判員関与																					
	控訴審判決に対するもの うち裁判員関与		62	56	63	181		52	86	72	210		(58)	167	(45)	119	(48)	133	(151)	419	972	1039
	非常上告				1	1										1				1	1	
	再 審																					
訴訟事件以外の事件	総 数		61	62	52	175		77	83	46	206			21	21	31	73			953	969	
	再審請求				1	1			1	1					4		4			11	15	
	上告受理申立て																			12	13	
	法廷等の秩序維持に関する 法律に基づく特別抗告																					
	判決訂正申立て													1						1	3	3
	特別抗告申立て		27	26	26	79		30	42	26	98			12	10	16	38			403	399	
	医療観察再抗告		1	1	1	3		1	2	3	3			1	2	2	5			18	18	
	費用補償請求 （訴訟費用補償請求の あったもの）																					
	刑事補償請求																			1	1	1
	訴訟費用免除申立て		2	1	1	4		2	4	1	7			1		2	3			49	50	
刑事雑 液取の取消し上 告事件		31	33	24	88		44	34	19	97			6	5	10	21			456	471		

3. 上告事件の既済区分表

区 分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
民事上告	総 数		69	91	59	219				
	判 決									
	決 定		69	90	59	218				
	そ の 他			1		1				
民事受理	総 数		81	104	71	256				
	判 決									
	決 定		81	103	71	255				
	そ の 他			1		1				
刑事上告	総 数		52	6	86	7	72	6	210	19
	判 決		1					1		
	決 定		48	6	83	7	66	6	197	19
	そ の 他		3	3	6	12				

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和元年6月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
			元 年	30 年	29 年	28 年	27 年	26 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	219	193	25			1	56	57	88	17				1
	大 法 廷														
	第一小法廷	69	65	4				22	21	24	2				
	第二小法廷	91	76	14			1	17	24	38	11				1
	第三小法廷	59	52	7				17	12	26	4				
民事受理	総 数	256	222	33			1	53	70	108	24				1
	大 法 廷														
	第一小法廷	81	77	4				22	25	32	2				
	第二小法廷	104	82	21			1	15	26	45	17				1
	第三小法廷	71	63	8				16	19	31	5				
刑事上告	総 数	210	201	8	1			40	139	23	6	1	1		
	うち裁判員関与	19	18	1				5	8	5	1				
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	52	50	1	1			17	28	5	1			1	
	うち裁判員関与	6	5	1				2	2	1	1				
	第二小法廷	86	82	4				16	56	10	4				
	うち裁判員関与	7	7					3	1	3					
第三小法廷	72	69	3				7	55	8	1	1				
うち裁判員関与	6	6						5	1						